

# 公益財団法人諸橋近代美術館 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人諸橋近代美術館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、美術工芸品及びその関係資料の収集、保管、展示並びに研究・調査を行い、もって美術の振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 美術工芸品及びその関係資料の収集、保管、展示並びに研究・調査
- (2) 展覧会の開催による美術の普及と啓蒙
- (3) 美術に関する講演会等の開催
- (4) 美術館及び関連建物の管理・運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

(収益目的事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 物品の販売及び飲食等に関する事業
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

3 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株主権の行使)

第7条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が100万円を超えないものとし、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 可否同数以外の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更

- (4) 基本財産の変更又は除外の承認
  - (5) その他、法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、この法人の理事長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とし、この法人の常務理事として置くことができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が100万円を超えないものとし、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。常勤の理事及び監事に対しては、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第31条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

#### (開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に6月および3月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

#### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 可否同数以外の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

#### (決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

#### (報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条3項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事長及び監事が署名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び13条についても適用する。

#### (解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経

て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

## 第10章 補則

(名誉理事長)

第45条 この法人には、名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、この法人に功労のあった者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 名誉理事長は、名誉職とし業務執行には関与しないが、理事長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。
- 4 名誉理事長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事・監事は、次に掲げる者とする。

理 事	諸橋輝子	諸橋英二	今泉守顕
	石井 定	宮森優治	根本 仁
監 事	戸井田武彦	山口美幸	
- 4 この法人の最初の理事長は諸橋輝子とし、常務理事は諸橋英二とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。



評議員 石井道夫 酒井純子 高浜兼二  
諸橋寛子 石田智宏 渡辺文博

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

別表第1

基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

財産種別	場所・物量等
預金, 日本国債、政府 保証債、地方 債、財投機関債	定期預金、日本国債、政府保証債、地方債、財投機関債 400,000,000円
投資有価証券	ゼビオ株式会社 4,500,000株

別表第2

財産種別	場所・物量等
美術品 (325点)	絵 画 12 点 778,945,350 円
	版 画 273点 14,361,618 円
	彫 刻 37 点 360,989,300 円
	書 籍 1点 839,510 円
	陶 板 1点 910,000 円
	織 物 1点 8,700,000 円
	平成22年3月31日以前取得

以上は、当公益財団の定款の原本に相違ありません。

令和5年6月16日

福島県郡山市朝日 3 丁目6番20号

公益財団法人 諸橋近代美術館

代表理事 諸橋英二